

Title	播州百姓一揆拾遺 ( 社会経済史資料紹介 )
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.5 (1936. 5) ,p.697(111)- 703(117)
JaLC DOI	10.14991/001.19360501-0111
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360501-0111">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360501-0111</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本誌第三十九卷第十二號に「播州一揆聞書」と題して、天保四年九月、播磨國に起つた破壊的一揆の一資料を紹介した。その後、「播州百姓一揆御公儀様御届書寫」と題する同じ事件に関する記録を得たから次ぎに紹介する。本書は半紙九枚(表紙共)に認められたものであるが、何人が公儀に届け出たものであるか、又何時認められたものであるか、さらにこの寫しが何人に依つて書かれたものであるか、さらに不明である。唯最後に、「餘後便三萬々申上仰」とあるのを見れば、未だ事件が悉く鎮定せざる以前であることは明瞭であり、後述するが如く大體同年の九月十六日頃に書かれたものと思はれる。以前に紹介した「聞書」よりも四五日前の記事で終つてゐる。文體に依つて見ると、武家の書いたものとは思はれない節々がある。庄屋等の認めたものではないかと思はれる。その記事は「聞書」と多少の相違があるばかりでなく、一方に詳細な部分は他方に簡略であり、簡略な部分は詳細に記述されてゐるために、互ひに相補足し合ふところが頗る多い。「届書」の方は十二日、十三日の市場村附近の記事が最も詳細を極めてゐるところを見ると、この附近の姫路領の村役人の届出ではないかと思はれる。「聞書」との比較は後に述ぶることとして、先づこの「届書」の全文を紹介すると、次ぎの如くである。

## 播州百姓一揆拾遺

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

本誌第三十九卷第十二號に「播州一揆聞書」と題して、天保四年九月、播磨國に起つた破壊的一揆の一資料を紹介した。その後、「播州百姓一揆御公儀様御届書寫」と題する同じ事件に関する記録を得たから次ぎに紹介する。本書は半紙九枚(表紙共)に認められたものであるが、何人が公儀に届け出たものであるか、又何時認められたものであるか、さらにこの寫しが何人に依つて書かれたものであるか、さらに不明である。唯最後に、「餘後便三萬々申上仰」とあるのを見れば、未だ事件が悉く鎮定せざる以前であることは明瞭であり、後述するが如く大體同年の九月十六日頃に書かれたものと思はれる。以前に紹介した「聞書」よりも四五日前の記事で終つてゐる。文體に依つて見ると、武家の書いたものとは思はれない節々がある。庄屋等の認めたものではないかと思はれる。その記事は「聞書」と多少の相違があるばかりでなく、一方に詳細な部分は他方に簡略であり、簡略な部分は詳細に記述されてゐるために、互ひに相補足し合ふところが頗る多い。「届書」の方は十二日、十三日の市場村附近の記事が最も詳細を極めてゐるところを見ると、この附近の姫路領の村役人の届出ではないかと思はれる。「聞書」との比較は後に述ぶることとして、先づこの「届書」の全文を紹介すると、次ぎの如くである。

天保四癸巳九月十二日始播州二揆之次第御公儀様御届ケ書之寫

當巳九月十二日播州多可郡但シ加古川之上大門村、龍野村邊の奥丹羽之郡ニ而三百餘人、朝飯後ニ罷越、侍勢

人柄宜敷相見込者七八人、大家を見掛、其邊村ニ、大嶋、原、西嶋、堀村、松村、西林寺村、其外野村、

光明寺、下龍村、右村の廻文を以、此節古米無、漸新米出來立之處、去ル酉年以來より利富殘富家の買立、水吞百

姓之内、迎もすぎさへ難相成込付、打寄相談致趣、嚴重之廻章ニ下名所ニ六社野斗ツニ而相廻リ、早速同所相

集リ可申旨ニ付、此村ニ返書ニ申越込者

御申之通り古米無之、新米時ニ御座込處、銘々村ニハ相應ニ手當も仕居ニ付、水吞小者ニ至迄、聊も其態無之段、

姫路御領分丈ケ紙ニ認メ、他領を如何敷相知れ申込得共、姫路御領を相答込處、十一日未之刻瀧野新町村庄屋

を打込候也、此村何方より相集リ込哉、其勢七千余、同所酒屋ニ申大家を見掛、其外貳軒、大小谷九軒、同暮方

迄ニ打込候申込時ニモ、凡二萬七千余リ其邊家ニニ火ヲ掛込事、誠ニ筆書ニモ難盡、金銀錢銀札之類、衣類等

相散シ火を附、其夜之内丹波之者壹人も無之離散致込趣、誠ニ悔しき之次第、右丹波の金銀等相貯込、今以其作

法ニ付、市場村仁右衛門、龜之助、右兩家を大勢之もの共暫クおほ(ち)兼込處、一柳土佐守様より多く御人數被

召、此兩家を防く、御手當ニ凡千貳百人余リ、此内高上士三拾人有之成共、惡黨共大勢故、御勢を御進兼お

せかしよから鐵炮を打掛込、却る人氣逆立、十二日晝時をきニモ、仁右衛門本宅、新宅始、都合七軒打込候申

込、其品

凡 市場村仁右衛門方之表燒捨之分、帳面證文長持拾七八棹、銀札長持四棹、金銀圓數を難斗

同所龜之助方同斷位

其外右之領分其夜より利加東郡、加西郡之人民彌増ニる室山に打出吉良太夫村、梶村を打込候節也、惣勢七萬

餘人虫喰事ニ御座込、十一日夜より十三日朝ニ至リ小勢城主一柳様姫路公に御使者被遣、同刻加古郡家作村、中

西條村の姫路の早打ニ注進有之、雅樂公より利御出帳、大將分高上貳拾騎、下同心貳百人、上御與力拾騎、御人

數貳百七拾人、惣勢千人斗り室山ニ御出帳被成込處、最早下加古川、河上を打込候申、申込以恐ル氣色無之

依る御領分之内ニる達者成もの火急ニ可差出之旨被相觸、勿論以百姓庄屋差添、惡黨之者共無會釋打留可申旨被

仰渡込故、他領之百姓より利を姫路百姓強ク、然レ共拾七人天怪我致し、御手勢之内、高上之士壹人落手、侍之内壹

人一字不明死ニ而、惡黨五拾三人を生捕、貳人馬乗之者を防く故切捨、残り五拾壹人之内、九人一字不明死ニ生者貳拾壹人有之

此もの右之内ニ前髪立有之、此者空飛廻リ事を妙を得る者の由、一時立間右之廻文を八九里ケ間駈廻リ返リ

由、然共當人今更夢中の由申上、十三日之夜二隊大野が加古川高(寺?)家町大家を殘打込候、高砂へ可出

勢故、高砂の十三日之朝、馬乗三十七頭、侍分貳百人追、村ニ御人數前書之通り御進被成、都合千七百

人、高砂東に百軒藏前に御陳取被成、下津の御用意之船ニ御送り罷成、兵糧玉藥積入、鐵炮數百挺ニ御待被

成込間、高砂東橋も落去ニ及込趣下知被有、共、高砂の富家ニる殘自分ニ家内諸道具、海舟積出、

并妻子ハ川口へ指出シ置申、然ル處御嚴命ニる船留ニ相成申、十三日夜寺家町ニる六十餘人生捕、十四日ニ

貳百四拾三人迄姫路表へ御召捕御糺被成由、十四日夜中夜町家加古川侍大將衆川流に御待上、御勢貳千余人、

加東郡に大將分二人、加西郡に貳人三人數七百余ツ、大將之士何れも馬乗ニる夫が三木社者方へ三ケ之處、右

之通り御手當被成、其夜中明石之御勢大久保御待、其勢凡八百余人、惡黨共迎も右之御威光ニや恐れん、大勢

亦も立候ものハ三百余人、姫路の御召捕ニ相成込故、次第ニ少勢より利得共、矢張新屋國若村等を打込候

也

播州百姓二揆拾遺

一一三 (六九九)

廻り申ひ、其夜よ利明十五日杯を、銘を脊中ニ紙職を立て者余程相見へ申ひ

大文字ニ

為万人捨命

右之通りの紙を立、背中差ひ者數多ク有之由、此日大坂表を御役人方追々御着被成ひ、金ヶ崎が加古川迄  
 内ニ御通行之由、姫路御城下八十四日夜を明ル十五日迄、御家老柏之馬場御待、家中六百余、然ル處御注  
 進ひ共、十五日夜より明石新田谷、鹿谷等江逃込ひ者共、此谷ニ喰物無之の間、是悲ニ今日杯を、又荒出  
 シ可申處眼前之所御志被送、遠迄荒廻り得共、山手谷ニ付いま委敷申趣ひへハ、餘後便ニ萬ニ申上ひ、  
 以上、

以上の記事を「聞書」の分と比較して見ると、暴徒の經過した道筋について大體は一致してゐる。唯「聞書」に  
 於いては九月十二日夜四ツ時を以つて稻荷野に於いて一揆が集合し、それより直ちに各隣村を襲つたことになるが、  
 「屈書」に據るとそれよりも一日前、九月十一日に多可郡大門村、龍野村に奥丹羽の者が襲撃して來たことに始ま  
 つてゐる。「大阪市史」が多可郡を以つて一揆の勃發せる地としてゐるのはこの「屈書」と一致してゐる。しかし「屈  
 書」の記すところに依れば、暴徒は奥丹波の者で、丹波國栢原郡久下村(本文の林は勿論書誤りであらう)から、  
 街道筋を傳つて、播磨國に出て來たものである。故に嚴密に云へば發源地は丹波國にあつたのかも知れない。

「聞書」に擧げてない村々には大嶋村、一原村、西嶋村、堀村、松村、西林寺村等があるが、それ等は賀東郡の

三草村、新町村等よりは北方に存する加古川流域の村々である。

一揆の勃發した原因が富商の米買占にあることはこの前に推定して置いたところであるが、この「屈書」に依つて  
 一揆の廻文中に明瞭に「此節古米無、漸新米出來立之處、去ル四年以來より不殘富家へ買立、水呑百姓之内、逆も  
 すぎわへ難相成ひ」と記し、彼等が勃發した理由を明かにしてゐる。

「下名所ニハ社野斗リニて相廻リ」云々は字義少しく不明であるが、それに續いて「早速同所相集リ」とあるの  
 を見ると、社野と云ふのは「聞書」にある稻荷野に相應するやうに思はれる。しかしさうすると時日に少しく齟齬  
 を來たす。即ち「聞書」には九月十二日夜四ツ時(午後十時)に稻荷野に集會し、新町村を襲つてゐる。ところが  
 「屈書」に依れば瀧野新町村の庄屋を打壞してゐるのは十一日の未之刻(午後二時)であり、一日あまりの相違が  
 ある。何れが正しいとも云へないが、「屈書」の方が合理的のやうに思はれる。何故ならば「聞書」に従ふと、十二  
 日の午後十時に起つた一揆は、途々數十ヶ村を襲つて、翌十三日にはすでに「御領分の村より進みて御城下へ亂  
 入致すべき勢ひ」とあるが、一晚の間にこれだけ發展することは不可能であらう。これは少しく早過ぎるやうであ  
 る。「屈書」に従へば十一日午後二時に新町村を襲ひ、大小合せて九軒(「聞書」には五六軒)を毀ち暮方になつてゐ  
 る。そして十二日晝時過ぎに市場村の仁右衛門外七軒(「聞書」には五六軒)を打毀してゐる。かくして十三日に姫  
 路藩の武士との衝突となる。この方が自然である。

本書に依ると市場村と太郎大夫村とが別のやうに思はれるが、これは恐らく「屈書」の方が誤りであらう。又「聞  
 書」のかし村とも思はれる地名に梶の字が宛てゝあるが、これも如何かと思はれる。室山の附近に梶の字のつく村  
 は見當らな

姫路から出張人数も兩者の間かなりの相違がある。唯こゝに注意すべきは、鎮壓軍を構成する者は武士ばかりでなかつたことである。即ち「依て御領分之内にて達者成もの火急に可差出旨被相觸、勿論以百姓庄屋差添、悪黨之者共無會釋打留可申旨被仰渡ひ故、他領之百姓よりは姫路百姓強く」としてあることである。元來この一揆に姫路領の者が加はらなかつたか如何かは實際としては疑問であるが、この「届書」に於いては最初から姫路領の者は加入を断つてゐることになつてゐる。即ち以前に廻文の來た時にも、「御申之通り古米無之、新米時に御座ひ處、銘々村々は相應に手當も仕居に付、水呑小者に至迄、聊も其態無之段、姫路御領分丈紙に認め、他領は如何か相知れ不申ひ得共、姫路御領は相答ひ云々」と記してゐる。勿論姫路領の者の中にもこの一揆に参加した者もあつたらうが、領主の兵に従つて暴徒の鎮壓に努力した者も多かつたのであらう。重傷者十七名を出してゐる點から見ても推察出来る。このことはこの一揆の特質を示すものとして注意に値ひする。

この一揆との衝突は十三日の午後らしく、「聞書」に於ける神吉村と大國村との中間で勅使川原勘左衛門の奮戦した事件に相應するものであらう。しかし捕虜の人数は「聞書」の三十人斗に對して「届書」では五十三人となつてゐる。

十三日の夜、寺家及び高砂に暴徒が襲來せんとして來たことは兩書とも同様である。その風聞から高砂に起つた避難の様子や武備の情況については本書に依つて十分推察することが出来よう。事件は大體十四、十五兩日での地方は大體鎮定されたやうであるが、十五日夜に暴徒の一部は明石新田谷鹿谷の方に逃げて谷間に入込んだらしく、谷には食物がないから、再び「今日杯は、又々荒出し可申處眼前之處」と記してゐるところを見ると、この「届書」は十六日か、十七日頃に認められたものであらう。この新田谷、鹿谷等が何處等になるか、判明しない。「聞書」の方

に従ふと姫路から出張してゐた役人達は十六日に引上げてゐるから、これ等逃入した暴徒は少なくとも姫路領へは再び出て來ることはなかつたらしい。

以上述べて來たやうに、この「届書」は多くの點に於いてこの一揆の本質や暴徒の性質を明かにするのに役立つものである。唯最初にも述べたやうに、この届書が如何なる者に依つて、如何して傳寫されたかを、今は全く知ることが出来ぬのは頗る遺憾である。蒐集した資料は私はこれ等をそれぞれにその出所に依つて纏めてゐるのであるが、時には出所の解らぬ、又は以前に整理中すでに不注意に混淆してしまつた分が相當ある。本書はその混淆してしまつたものの中から發見したもので、今になつては何處の文書中から出たかをも知ることが出来ない。その點に於いては「播州一揆聞書」の方が信頼し得らるゝわけである。しかしその内容に於いては、前にも指摘してあるやうに、「届書」の方が精確であると思はれる節がある。殊にその文章の前後續かぬところがあるにも拘らず、一揆の状態を生々として描寫してゐる點に於いてむしろ「聞書」よりも優れてゐる。そして兩者を比較對照することに依つて、事件の真相をやゝ明白になし得ると思ふ。これ敢てこゝに本書を紹介した所以である。唯遺憾なことには前文にも疑問にして置いた點、即ちこの暴動の主魁が如何なる處罰を受けたか、又多可郡以北に於いて如何なる結果を生じたか等については、この資料に依つても全く知ることが出来ないのである。(昭和十一年四月十三日稿)